平成２５年（フ）第６６号
北海道檜山郡江差町字新地町27番地の18
破産者　磯田　英人
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１４８号
埼玉県八潮市大字上馬場449番地
破産者　岡崎　克己
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目12番20―301号パピヨン坂戸、前住所埼玉県坂戸市鎌倉町13番３号
破産者　増田　嘉久
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４０５号
名古屋市南区城下町１丁目47番地の２　フェニックス大磯102号、従前の住所千葉県流山市南流山４丁目２番地の14
破産者　石川　真志
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５７７号
名古屋市緑区浦里５丁目86番地の10
破産者　竹内　大介
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９７２号
愛知県知多郡阿久比町大字草木字盗人ヶ脇15番１号　介護老人保健施設メディコ阿久比、開始決定時の住所愛知県知多郡武豊町大字東大高字鎮守33―２　特別養護老人ホーム武豊福寿園
破産者　市野　　操
法定代理人成年後見人　特定非営利活動法人知多地域成年後見センター
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２７３号
名古屋市千種区桐林町１丁目31番地　ハイエスト池下１Ｂ
破産者　川井　　健
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７１号
愛知県知多郡南知多町大字内海字小桝95番地の１
破産者　磯部　憲一
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９２号
名古屋市天白区中平２丁目1508番地
破産者　杉本　宗隆
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１２号
名古屋市天白区池場４丁目801番地　メゾン池場203号
破産者　榊原商会こと　榊原　秀美
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３９号
名古屋市西区新道１―25―20　グラシア302、住民票上の住所三重県津市安濃町川西1402番地５
破産者　宮田光太郎
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０３号
大阪府豊中市三和町４丁目９－５、開始決定時の住所大阪府豊中市曽根西町２丁目４番38号
破産者　樫森　忠孝
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４６号
広島市安芸区船越５丁目22番27―201号
破産者　薄野　修一
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１号
青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋310―22、住民票上の住所青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔子ノ口468番地
破産者　根岸　輝夫
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２２号
青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋310―22、住民票上の住所青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔子ノ口468番地
破産者　根岸　良子
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２９６号
秋田市雄和椿川字地張山67番地
破産者　山内　　隼
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３号
山形市大字上宝沢141番地
破産者　遠藤　久夫
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
山形県天童市大字山口746番地の２
破産者　槌谷　和広
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部